

■町県民税

普通徴収の納税通知書は、6月15日に発送予定です。
なお、給与特別徴収の納税通知書は、5月15日に発送予定です。

■国民健康保険税

納税通知書は、7月14日に発送予定です。
令和5年度以降の減免措置の取扱いは以下のとおりとなります。
令和5年度…基準総所得金額などが600万円以下の世帯について、1/2減免
令和6年度以降…減免終了

■税務証明について

令和5年度の固定資産評価証明については、4月3日から発行が可能となります。また、令和5年度の所得証明および課税証明については、町県民税が特別徴収となっている方は5月15日から、それ以外の方は6月15日から発行が可能となります。

■令和5年度の納付について

口座振替については再振替ができないことから振替前日までに口座残高のご確認をお願いします。
納税貯蓄組合に加入されている方は、各組合長に納付書を送付しています。
令和5年度から、eL-QRコードがある納付書の場合、全国の地方税統一QRコード対応金融機関などで納付することができます。また、QRコードをスマートフォンなどで読み取ることで、クレジットカード、ペイアプリ、口座振替（ダイレクト方式）などでの納付も可能です。

■土地・家屋価格など縦覧制度の閲覧について

令和5年度固定資産税の納税者の方は、「土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧できます。
日 時：令和5年4月1日（土）～5月1日（月） 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）
場 所：広野町役場町民税務課
必要書類：身分証明書・固定資産税納税通知書など
代理の場合は委任状
そ の 他：同帳簿には、所有者の情報は記載していません。
また、同帳簿の写しの交付は行いません。

【町税などの納期】

| 税 目 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------|------------|------------|------------|------------|----|-------------|-------------|-------------|------------|------------|-----------|
| 町・県民税 | | 1期 6/30 | | 2期 8/31 | | 3期 10/31 | | 4期 12/25 | | | |
| 固定資産税 | 1期 5/1 | | 2期 7/31 | | | 3期 10/2 | 4期 11/30 | | | | |
| 軽自動車税 | 全期 5/31 | | | | | | | | | | |
| 国民健康保険税 | | | 1期 7/31 | 2期 8/31 | | 3期 10/2 | 5期 11/30 | 6期 12/25 | 7期 1/31 | 8期 2/29 | 9期 4/1 |

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

令和5年度における町税の課税情報

令和5年度における町税の課税情報を下記のとおりお知らせします。
納期限内に忘れずに納めるようにしましょう。



■軽自動車税

納税通知書は、4月25日に発送予定です。納期限は、5月31日です。
軽自動車税の賦課期日は従来どおり4月1日です。毎年4月1日現在で登録されている軽自動車の所有者に対して、軽自動車税が課税されます。

◎軽自動車（4輪および3輪）

平成27年4月1日以後に最初の新規検査をされる車は、税率欄の「②（標準税率）」、平成29年4月1日以後の賦課期日（毎年4月1日）現在に、最初の新規検査から13年を経過する車両^{*}は、税率欄の「③（重課税率）」が適用されます。令和5年度は、最初の新規検査年月が平成22年3月以前の車両が重課税率の対象になります。また、平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両は、13年を経過するまでは、税率欄の「①（旧税率）」のとおりとなります。

| 種 別 | | 税率（年額） | | | |
|-----|-----|--------|--------|---------|---------|
| | | ①旧税率 | ②標準税率 | ③重課税率 | |
| 三 輪 | | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 | |
| 軽四輪 | 乗 用 | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 | 12,900円 |
| | | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 | 8,200円 |
| | 貨 物 | 自家用 | 4,000円 | 5,000円 | 6,000円 |
| | | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 | 4,500円 |

※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車を除きます。

■固定資産税

納税通知書は、4月14日に発送予定です。
家屋における原子力災害による軽減率については、引き続き継続しますが、り災証明書の被害の程度が半壊以上の家屋で、既に修繕を行っている家屋については、昨年に引き続き、修繕率に応じて軽減率に変更となります。また、住宅を新築した場合、その住宅の住居として用いられている部分（居住部分）の床面積が120㎡までのものは全部、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する税額が、一定期間1/2に減額されます。